

法学委員会「生殖補助医療と法」分科会 (第25期・第4回) 議事要旨

1. 会議名

法学委員会 生殖補助医療と法分科会 (第25期・第4回)

2. 日時

令和4年3月3日(木) 14時00分～17時15分

3. 会場

遠隔会議

4. 出席者

石井 哲也、久具 宏司、小^こ浜^{はま} 正子、後藤 弘子、建石 真公子、柘植 あづみ、二宮 周平、早川 眞一郎、水野 紀子、吉沢 豊予子、米村 滋人

[招聘講師 渡邊 泰彦教授(京都産業大学)]

[欠席者: 西 希代子、三宅 秀彦]

5. 議題

- (1) 前回議事要旨の確認
- (2) 委員の追加(窪田充見連携会員)
- (3) 渡邊泰彦教授(京都産業大学)による報告
- (4) 建石真公子委員による報告
- (5) 議論
- (6) その他

6. 資料

- 1) 資料1: 法学委員会生殖補助医療と法分科会(第25期・第4回)議事次第
- 2) 資料2: 法学委員会生殖補助医療と法分科会第3回議事要旨(案)
- 3) 渡邊泰彦教授(京都産業大学)による報告資料

「ドイツにおける提供精子を用いた生殖補助医療による親子関係の将来」

- 4) 建石真公子委員による報告資料

「生殖補助医療の法制化-フランス生命倫理法から考える-」

7. 議事要旨

- (1) 前回議事要旨の確認—承認
- (2) 委員の追加(窪田充見連携会員)—承認

(3) 議題 (3)

渡邊教授より、「ドイツにおける提供精子を用いた生殖補助医療による親子関係の将来」というテーマで、ドイツにおける生殖補助医療法制の概要、民法改正の動向を踏まえ、提供配偶子を用いた生殖補助医療・代理懐胎の状況、母子関係、父子関係、父子関係とコマザー関係、意思に基づく実親子関係、裁判上の確認、提供精子を用いた人工生殖による親子関係の取消、生物学的親子関係の解明、自己の出自を知る権利、精子提供者登録簿など、生殖補助医療によって出生した子の親子関係をめぐる多様な課題について検討された。ドイツの法制度の特徴として、当事者それぞれの権利関係がきめ細かく定められている家族法の内容となっており、どちらかというところ、(草案ではない)これまでの法制度は、親子関係の特定よりも個人のプライバシー権の保護に重点がおかれていると見ることもできるとのこと。また草案では、代理懐胎は認められていないが、外国で代理懐胎によって出生した子の親子関係が法律や裁判所によって決定された場合には、それを承認すること。欧州人権裁判所基準を取り入れようとしている事が伺える。また草案では、提供配偶子や胚によって出生した子に関して、二人目の親として父子関係およびコマザー関係についても定めている。質疑では、コマザー関係を含め、提供配偶子や胚による出生に関して、実親子の概念や意思に基づく親子関係の概念、範囲等、生殖医療をめぐる親子関係について幅広く行われた。

建石委員からは、「生殖補助医療の法制化-フランス生命倫理法から考える-」というテーマで、生殖補助医療の法制化に関して、必要な理由、手続き、内容等は何か、という問いについて、フランスの生命倫理法の制定の背景や2021年の改正過程などから検討された。同法の根本原則である「尊厳」は、科学の進展や個人の自己決定を制約する側面を持つが、生命倫理法の成立には「尊厳」という要素が不可欠なこと、しかし「尊厳」がその法的内容に関してはまだ精査すべきであること、などが、今後の課題として指摘された。質疑は、生命倫理法による「代理懐胎禁止」と外国で出生した子の親子関係を巡る欧州人権裁判所判決、胚の研究をめぐる日本における議論とフランスの議論との相違、子の出自を知る権利の承認に関するドナーの変化等について行われ、最後に、代理懐胎に関して、認めている国ではどのような手続きによって当事者の権利が保護されているのかなどの課題が提起された。

次回に関しては、2022年5月～6月頃ではと提案があった。正式には、後日、日程調整を行ったうえで決定する。